

8 障害者総合支援法と障害福祉サービス ～改正障害者総合支援法へ～

(1) 障害者総合支援法から「改正障害者総合支援法」へ



☆ 平成25年4月1日から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とすると共に、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病や発達障害等を追加し、平成26年4月1日から重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。また、「障害程度区分」から障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。また法附則で、同法の施行から3年後をめどに、障害福祉サービスの在り方等について検討し、所要の見直しを行うことが規定されており、国の社会保障審議会障害者部会において、平成27年4月から12月にかけて検討が行われ、平成27年12月14日付けで報告書が取りまとめられました。

平成28年3月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法案が国会へ提出され、同年5月25日に可決・成立しました。「改正障害者総合支援法」の施行は平成30年4月1日とされております（医療的ケアを要する障害児に対する支援のみ、公布の日(平成28年6月3日)から施行）。

具体的な制度内容については、国が定める政令や厚生労働省令等で示される見通しです。



(2) 障害者総合支援法等における障害福祉サービスの体系

① 介護給付のサービスと内容

	新サービス名	旧サービス名	新サービスの内容	障害支援区分 〔18歳以上のみ 判定対象〕	対象 年齢	サービス 支給 期間
介 護 給 付	居宅介護 〔身体介護 家事援助 通院介助〕	居宅介護 〔身体介護 家事援助 通院介助〕	・ 自宅で行う入浴、排泄の介護 ・ 調理、掃除等援助 ・ 病院等への通院のための介助	区分1以上	制限 なし	1年
	重度訪問介護	日常生活支援 (含外出介護)	・ 自宅で行う入浴、排泄の介護、調理、掃除等の援助、外出時の移動支援などを一連のサービスとして提供 (身体介護+家事援助+移動支援)	区分4以上	18歳 以上	1年
	同行援護	(なし)	・ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援	区分2以上	制限 なし	1年
	行動援護	行動援護	・ 危険回避のための支援、外出のための支援など(強度行動障害者への移動支援)	区分3以上	制限 なし	1年
	療養介護	筋萎縮症者養援護 重症心身障害者施設(18歳以上)	・ 医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	区分6または 区分5以上	18歳 以上	3年
	生活介護	療護施設(日中) 更正施設(日中) 授産施設(日中)	・ 事業所において入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の支援や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供する	通所区分3以上 (50歳以上区分2) 入所区分4以上 (50歳以上区分3)	18歳 以上	3年

	新サービス名	旧サービス名	新サービスの内容	障害支援区分 〔18歳以上のみ 判定対象〕	対象 年齢	サービス 支給 期間
介 護 給 付	短期入所 (ショートステイ)	短期入所	・短期間の入所において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援	区分1以上	制限なし	1年
	重度障害者等 包括支援	(なし)	・相談支援専門員による個別支援計画に基づき、必要なサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、ケアホーム、短期入所等)を包括的に実施、24時間連絡体制の確保	区分6以上	制限なし	1年
	施設入所支援	療護施設(夜間) 更正施設(夜間) 授産施設(夜間)	・入所施設において、夜間休日の入浴、排泄、食事の介護等を提供する	区分4以上 (50歳以上区分3)	18歳以上	3年
	※訓練等給付の共同生活援助へ一元化のため廃止 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	・共同生活の場において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話等を提供する	区分2以上	18歳以上	3年

② 訓練等給付のサービスと内容

	新サービス名	旧サービス名	新サービスの内容	障害支援区分 〔18歳以上のみ 判定対象〕	対象 年齢	サービス 支給 期間
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	療護施設 更正施設等	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや訓練を行う	区分認定対象外の サービス	18歳以上	1年 6ヶ月 ※1
	自立訓練 (生活訓練)	療護施設 更正施設等	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援や訓練を行う		18歳以上	2年又 は3年 ※1 ※2
	就労移行支援	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な訓練や求職活動の支援、職場定着支援等を行う		18歳以上 65歳未満	2年 ※1
	就労継続支援 A型(雇用型)	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・一般企業等での就労が困難な人に、事業所内で就労の機会の提供(雇用契約を締結)とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う		18歳以上 65歳未満	3年
	就労継続支援 B型(非雇用型)	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・一般企業等での就労が困難な人に、事業所内で就労や授産活動の機会の提供(雇用契約は結ばない)知識・能力の向上のために必要な訓練を行う		18歳以上	3年
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	・共同生活の場において、入浴、食事、排泄等の介護や家事等の日常生活の支援、相談支援、日中活動の事業所との連絡調整を行う	区分1以上	18歳以上	3年

※1；自立訓練(機能訓練、生活訓練)と就労移行支援は有期利用であり、原則、当該サービス支給期間を超えた更新は行うことができない。また、当初の支給決定期間は1年とし、必要があれば上記の期間の範囲内で更新する。

※2；自立訓練(生活訓練)のサービス支給期間は、特に長期にわたって入所・入院していた者は3年、それ以外の者は2年となる。

③ 地域生活支援事業のサービス名とおもな概要（各市町が行う）

事業名	事業の概要	備考
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難な障害者（児）についての外出のための支援を行う。（重度心身障害者移動支援事業：リフト付乗用車を運行する） ※対象は中学生以上 ※通学、通所、通勤には利用できない 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）視覚障害者（児）、全身性障害者（児） <p>【利用手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地域の障害福祉課に申請し、受給者証の交付を受けた後に事業所（者）と契約して利用 <p>【利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業によって無料で利用できるものや、1割負担（生活保護受給者を除く）などの違いがあります。 <p>※市町によって、実施していない場合や、支給対象や年齢制限、支給日数・回数などに違いがある場合があります。</p> <p>※実際に各事業を利用しようとする場合には、居住地域の各市町の障害福祉課窓口で、ご相談ください。</p> <p>※サービス等利用計画作成や計画相談等は原則必要ありません。</p>
日中一時支援（日帰り短期入所）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う者が、一時的に障害児（者）を介護できなくなった場合、施設等を利用して適切な支援を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。（宿泊を伴わない日中の受け入れのみ） 	
日中一時支援（集団活動・訓練事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期にある心身障害児に対し、特別支援学校等の放課後に、集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となって、主体性及び社会性を育成し、自立の促進を図る。 	
日中一時支援（登録介護者事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で18歳未満の障害児及び65歳未満の重度身体障害者を介護している人が、一時的に家庭での介護が困難となった場合に、市町村に登録している介護者に介護を委託することにより、家族の負担を軽減し、障害者本人及び家族のより豊かな生活の実現をサポートする。 	
日中一時支援（サービスステーション事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で18歳未満の障害児及び65歳未満の重度身体障害者を介護している人が、一時的に家庭での介護が困難となった場合に、群馬県に登録している24時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、家族の負担を軽減し、障害者本人及び家族のより豊かな生活の実現をサポートする。 	
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障害者に対し、生産活動、創作的活動、社会との交流の促進等の事業を行い、障害者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図る。 	
身体障害者デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害のある人の社会参加と自立を図るため、創作的活動の場を提供する。 	
その他	<p>○相談支援事業</p> <p>○コミュニケーション支援事業</p> <p>○日常生活用具の給付事業</p> <p>○社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業</p> <p>○生活支援事業</p> <p>○社会参加促進事業</p> <p>○スポーツ・レクリエーション事業</p> <p>○福祉ホーム</p> <p>○成年後見制度利用支援事業</p> <p>○その他</p>	

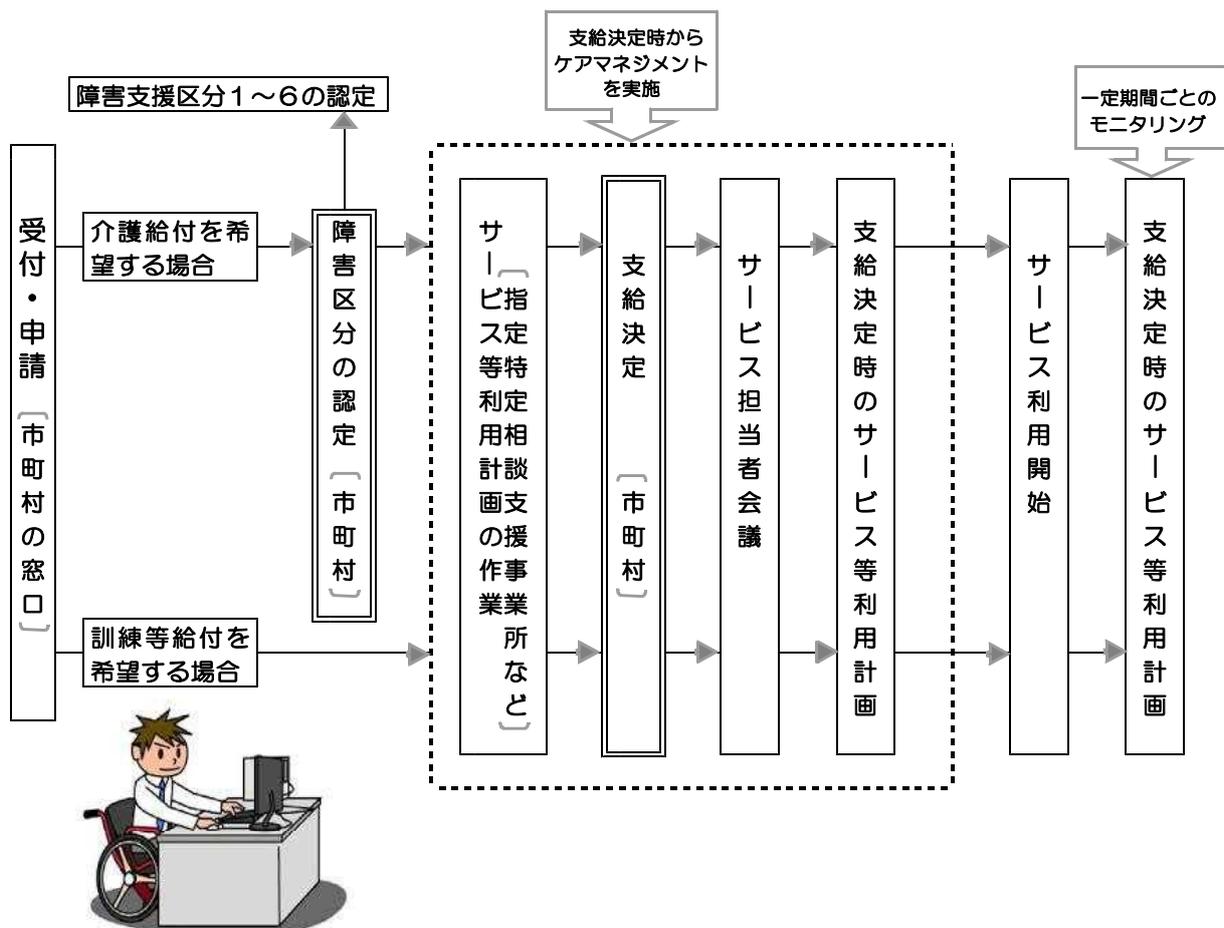
詳細は、
各市町の障害福祉課窓口 または
相談支援事業所へお問い合わせください。

MEMO

☆基本的に各種福祉サービスや施設利用申請などは、居住地域の障害福祉課等から申請手続きの案内があるのではなく、自己申請となります（申請主義）。知らずに申請しなければ支給や利用ができません。まずは窓口へ顔を出し、詳しい話を聞く機会を日頃からつくってください。



(3) 障害者総合支援法における障害福祉サービス利用手続きの主な流れ



利用者負担のしくみ

利用者負担は、応能負担（最大でも1割負担）となっています。低所得の方に配慮した軽減策が講じられており、おもな軽減制度は次のとおりです。

【医療型個別減免】

医療型障害児施設や療養介護の利用者に対して、20歳以上の入所者の場合は、市町村民税非課税世帯、20歳未満の入所者の場合は、全ての所得区分の方を対象として、定率負担の個別減免が行われます。

【高額障害福祉サービス費】

同じ世帯で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを併用した場合、補装具の購入等をした場合、また、障害児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを併用した場合で、基準額を超えたときに高額障害福祉サービス費が支給されます。

区分	区分の説明		負担上限
生活保護	生活保護世帯に属する者		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割16万円(障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円)未満の方	居宅で生活する障害児	4,600円
		居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外の方		37,200円

【食費・光熱費等に係る補足給付】

入所施設の食費・光熱費の実費負担については、手元に一定の額が残るよう補足給付が行われます。グループホームを利用する低所得の人には、月1万円を上限とする家賃補助が支給されます。

【食費の人件費支給による軽減】

通所施設等では、低所得、一般世帯（所得割16万円未満）の場合、食費負担のうち人件費分が支給され、食材料費のみの負担となります。

(4) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分と利用可能サービス一覧

	サービス名	対象	障害支援区分						
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	短期入所	共通	※1	○	○	○	○	○	○
	居宅介護（ホームヘルプ）	共通		○	○	○	○	○	○
	同行援護	身体（視覚）	○	○	○	○	○	○	○
	行動援護	知的・精神				○	○	○	○
	重度訪問介護	身体					○	○	○
	重度障害者等包括支援	共通							○
	生活介護	共通			※2	○	○	○	○
	生活介護（施設入所を伴う場合）					※3	○	○	○
	療養介護	身体（重心）						○	○
	施設入所支援	共通				※3	○	○	○
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	共通	※1						
	機能訓練	身体							
	生活訓練	知的・精神							
	宿泊型自立訓練	共通							
	就労移行支援	共通							
	就労継続支援 A 型（雇用）	共通							
	就労継続支援 B 型（非雇用）	共通							

- ※1 市町村判断で利用可能
- ※2 50歳以上の場合区分2から
- ※3 50歳以上の場合区分3から

注1 訓練等給付および児童については、障害支援区分の設定はありません。

注2 サービスの内容および支給に関しては、お住まいの地域の社会福祉課や障害福祉課などの窓口にお問い合わせください。